

税のよろず相談

一、日時

昭和五十八年一月十二日(水)
午前七時～午後三時

二、場所

光町商工会館

三、相談員

税理士 市原 貞夫

◎町内の方ならどなたでも無料で相談が受けられます。

税のひろば



子供が大きくなって、勉強部屋が欲しいとか、遠隔地への転勤で、長く住みなれた家を売らざるを得ないというようなことはよくあることです。

そして、新居に移るのは、引越しや近所の挨拶まわりなど何

かとおわただしく、費用もかかりますが、心がうきうきするものですね。そこで忘れがちなのが税金のこと。

土地や建物を買った場合、収入金額からその不動産の取得費と、仲介手数料など売するための費用を差し引いて残った金額、(譲渡所得)に税金がかかります。

しかし、自分の住んでいた土地や建物を買った場合や、土地や建物を収用されたときなどは税金が安くなる場合があります。

自分が住んでいた建物や敷地を売ったときは、譲渡所得金額が三千万円までなら確定申告をしないと税金がかかります。この特別控除は、売手と買手の関係が親子や夫婦など特別の間柄でないことや、自分が住まなくなった日から三年たった日の年

末までに売ることが条件になっています。

単身赴任——よくあることですね。こんなときは本人が住んでいなくても家族が住んでいれば、やはり同じ取扱いになります。

また、自分が住んでいる家屋及びその敷地(譲渡のあった一月一日において所有期間が十年を超えるものに限ります)の譲渡をし、その譲渡した年又は譲渡の年の翌年中に自分が住む家屋及びその敷地を取得した場合には、三千万円特別控除との選択により、一定の要件の下で、譲渡所得について課税の繰延べの特例(居住用財産の買換えの特例)が認められます。

詳しくは最寄りの税務署へご相談ください。

年末・年始の交通安全 「ゆとりと思いやりの心」から



日吉小にて

街は人の波、道路は車の洪水——。街全体が何となく気ぜわしくなるのが12月です。

その気ぜわしさのなかで、ややもすると、わたしたちは「心のゆとり」を見失いがちです。

交通事故防止——ドライバーにとっても、歩行者にとっても大切なのは「心のゆとり」とお互いに相手の立場を尊重する「思いやりの心」です。

年末から年始にかけての交通事故を防止するためにも「ゆとりと思いやりの心」をもって安全運転、安全走行を心掛けましょう。

- スピードの出し過ぎは「自殺行為」
- 飲酒運転防止は「三ない運動」の実践から
 - ◇飲んだら乗らない
 - ◇乗るなら飲まない
 - ◇乗るなら飲ませない
- 安全運転の励行は「ゆとり」から
- 歩行者の安全な横断は自らの手で

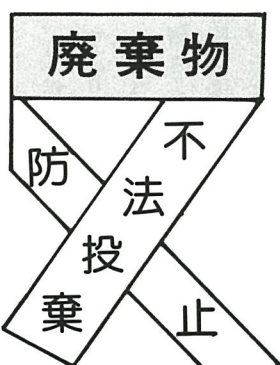
水道管の破裂にご用心



家屋の北側に配管した水道管や、風あたりの強い所にある水道管は、寒さのために凍結したり破裂することがあります。

凍結したときは、凍った部分に布をまきつけて、ぬるま湯をかけますと破裂することがありますので注意して下さい。

破裂したときは、メーターボックスの中にある止水せんをしめてから破裂した所へ布をまきつけ、ゴムか針金で固くしばって応急処置をして、指定工事店へ修理の依頼をしてください。



運動の推進と徹底
○監視体制の強化(パトロールの実施等)

年末年始には、廃棄物が多量に排出されますので、みなさんの家庭や職場でも、この運動にご協力ください。

十二月十三日から一月十二日までの一か月間は、廃棄物の不法投棄防止強調期間です。

この運動は、次の三項目を重点目標として実施します。

- 廃棄物の不法投棄の防止
- 廃棄物の再利用運動、減量化